

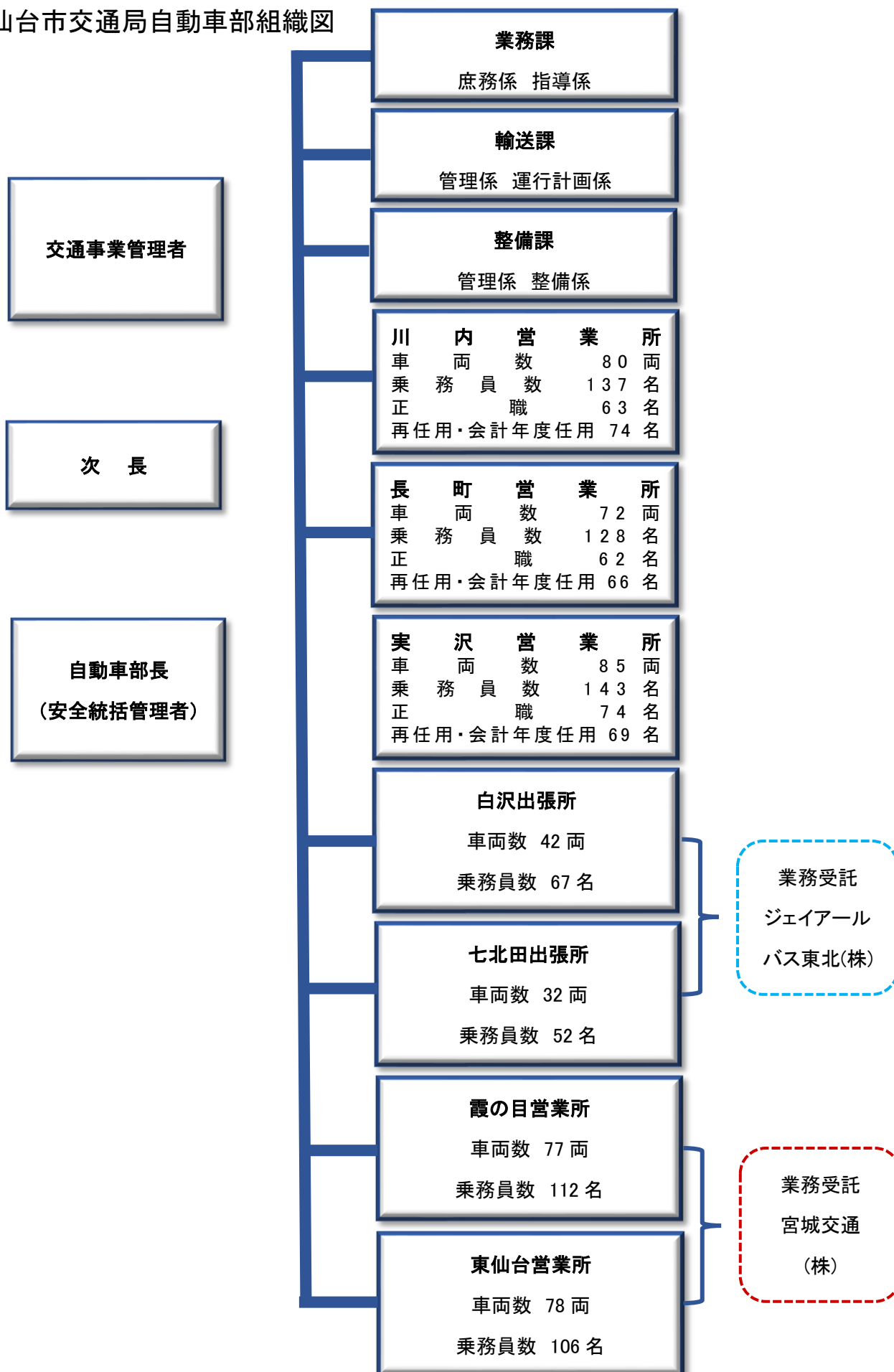
令和5年度 自動車事業安全報告書

～運輸安全マネジメントに関する取り組みについて～



令和6年7月
仙台市交通局

仙台市交通局自動車部組織図



※車両数、乗務員数は令和5年4月1日時点

は　じ　め　に

仙台市交通局では、「仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程」に基づき、お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識するとともに、「仙台市交通局安全方針」を平成29年9月12日に制定し、更なる輸送の安全の確保と向上に努めております。

本書は、「旅客自動車運送事業運輸規則（平成22年国土交通省令第30号）」に基づき立案した、令和5年度の輸送の安全に関する目標の達成状況、各種計画の実施状況及び事故やお客様から頂いたご意見等の情報を公表するものです。

目　次

I	輸送の安全に関する基本的な考え方……………	1～2
II	安全への取組み……………	2～3
III	令和5年度輸送の安全に関する重点取組項目……………	4～5
IV	令和5年度輸送の安全に関する目標と結果……………	6～7
V	令和5年度輸送の安全に関する計画の実施結果……………	7～19
VI	自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告……	19～20

I 輸送の安全に関する基本的な考え方

1. 仙台市交通局安全方針

バスと地下鉄においては、それぞれの安全管理規程で「安全に関する基本的な方針」を定めていましたが、二つの事業の安全に関する基本方針の趣旨をまとめ、その趣旨をより簡明な形にすることで、全ての職員に一層の浸透を図り、輸送の安全を確保するために、平成29年9月に「仙台市交通局安全方針」を制定しました。

仙台市交通局安全方針

私たちは、市民の信頼にこたえるため、お客様の安全を何よりも大切にし、新人からベテランまですべての職員が責務を果たし、安心してご利用いただけるバス・地下鉄を目指します。

- 一、安全最優先を心に刻み、職務に専念します。
- 一、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 一、行動規範に従い、確実に業務を実践します。
- 一、安全への取組みを、絶えず見直し改善します。

2. バスの安全確保における基本理念

私たちは、お客様を安全・確実・快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努めなければならない。とりわけ、悲惨な事故により、お客様の貴重な生命が一瞬にして失われることを忘れてはならず、未然に事故を防止することが私たちに課せられた責務である。

交通事業管理者及び職員は、輸送の安全の確保、法令の遵守、厳正な職務遂行を基本理念とし、市民の足として信頼されるよう、輸送の安全対策に全力を挙げて取組まなければならない。

ここに、その不断の取組みにより、組織全体として安全文化の風土をつくり、輸送の安全の確保を最優先とする事業運営を行うため、この規程を制定する。

安全方針を実現するため、仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程に次のような前文を掲げ、自動車運送事業における安全確保に向けた基本理念を明確にしています。

3. 輸送の安全に関する職員の行動規範

私たちは「お客様を安全・確実・快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努める」という強い決意で、職員一丸となり、お客様に安心してご利用いただけるよう行動します。

1. 安全最優先の原則
全職員が安全意識を高く持ち、輸送の安全の確保を最優先します
2. 関係法令等の遵守
法令及び規程を遵守し、業務の基本を忠実に遂行します
3. 接客・接遇の基本
お客様の声を大切にするとともに、お客様の立場に立った接客・接遇に努めます
4. 状況の認識（ヒヤリハット情報に係る取組み）
リスクの所在などについて広く関心を持ち、危険察知能力の向上に努めます
5. 確認の励行
業務の実施に当たり、経験や憶測によらず確認を徹底します
6. 事故及び災害時の対応
迅速かつ適切な対応を行うとともに、人命の安全を最優先に行動します
7. 不斷の努力
常に問題意識をもって、知識、技術、技能の向上に努め、輸送の安全の確保に取組みます

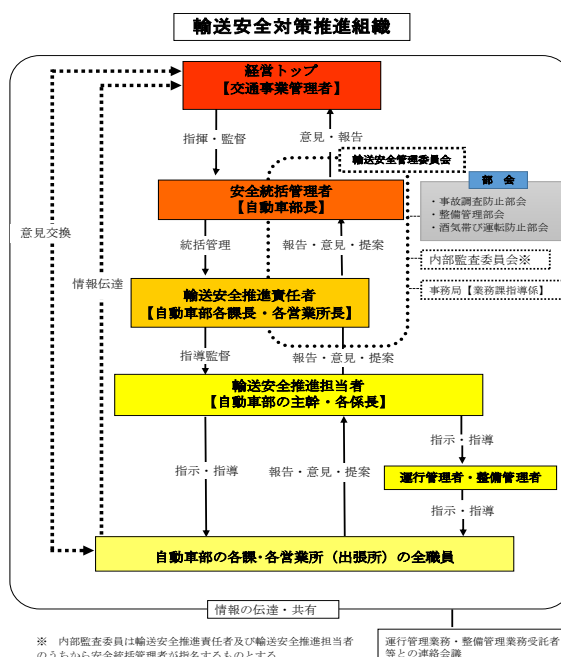
4. 職員のモットー三則

- ・お客様の安全を何よりも優先します
- ・お客様にまごころを込めて接します
- ・法令を遵守し他車に運転の模範を示します

II 安全への取組み

1. 安全管理体制

交通事業管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する安全統括管理者をはじめとした各責任者を定めるとともに、各責任者の役割を明確にして安全管理体制を確立しています。



2. 安全管理方法

仙台市交通局安全マネジメント会議を定期的 to開催し、輸送の安全確保に関する取組みが確実に実施されているか進捗状況を確認するとともに、その評価(検証)・改善を行うなど、PDCA サイクルにより安全管理に取り組んでいます。

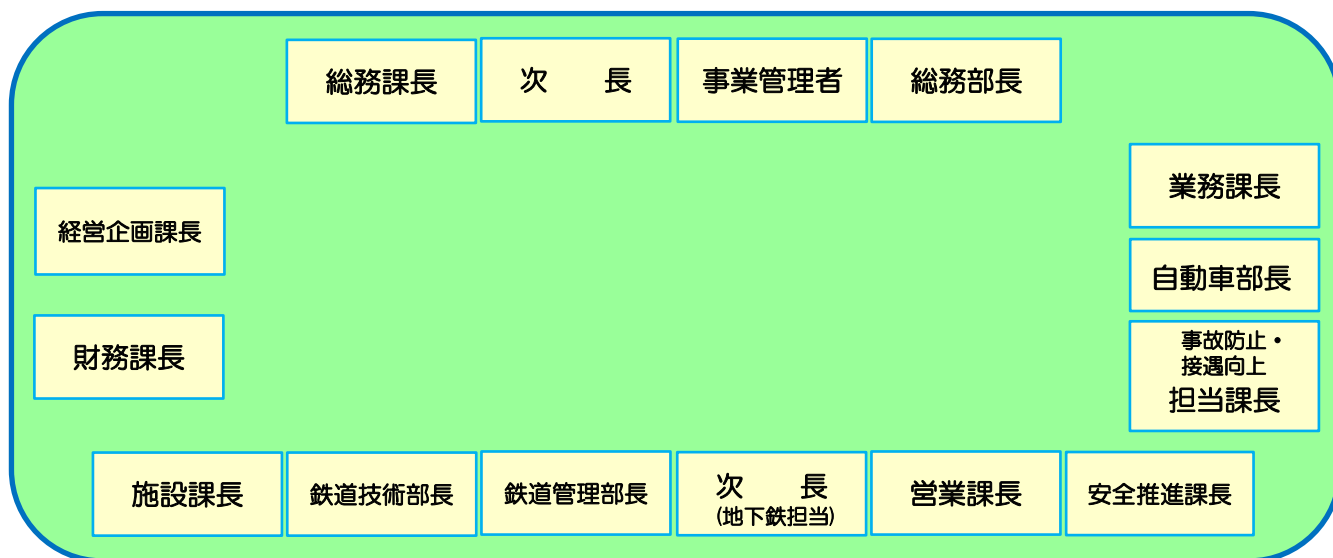
3. 安全マネジメント会議

交通事業管理者が主宰し、開催しています。

四半期ごとに輸送の安全に関する重要な事項について協議し、令和5年度輸送の安全に関する目標及び計画の進捗状況や安全対策への取組み、改善等について確認しました。

・実施日

7月21日(金)・11月10日(金)・12月22日(金)・3月14日(木)



4. 輸送安全管理委員会及び各部会の開催

- ①安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うため、輸送安全管理委員会を20回開催しました。
- ②安全管理規程第13条に基づく、事故調査防止部会の開催はありませんでした。
- ③安全管理規程第13条に基づき、整備管理部会を毎月開催し、車両故障の防止のための調査及び研究等を行いました。
- ④安全管理規程第13条に基づき、酒気帯び出勤防止部会の開催はありませんでした。

5. 事故審査委員会の開催

- ・事業用自動車の運転中の法令違反等による事故惹起者の処分の審査について、自動車事故審査委員会を4回開催しました。

【重点取組項目】

1. お客様へ心のこもった案内の実践

- ・「動きます・止ります」の案内で車内事故防止に努めます。特に高齢者には、より一層の安全に配慮します
- ・お客様への案内は“ゆっくり、はっきり、丁寧に”、お客様の顔を見て行います
- ・バス停では、お客様に安心して乗降していただくため、バス停名を案内します
- ・バス停では、バス停名を案内し、未済発車や運賃の誤徴収を防ぎます

2. バス停付近での事故防止

- ・車内の安全確認を行ってから運転操作（ウインカーやギアの操作）を行います
- ・ドア開閉操作の手順を遵守します
- ・発車する際は、車内ミラーと目視により、お客様（特に高齢者）が完全に着座したこと、つり革や握り棒に掴ったことを確認し、一呼吸おいてから発車します（3秒ルールの遵守）
- ・発車する際は、「動きます」や「発車します」のアナウンスを行い、後方の安全確認を行ってから緩やかに発進します
- ・降車の際は、お客様がバスから離れたことを確認します
- ・降車取扱い時は、ドア操作レバーに手を置きません

3. 交差点での事故防止

- ・交差点付近は、事故の発生が最も多い箇所であることを認識し、細心の注意を払います
- ・右左折する際は、最徐行を行うとともに、視野、死角、内輪差等の構造上の特性を把握し、事故防止に努めます
- ・歩行者や自転車の行動に注視し配慮した運転をします
- ・右折時はゆっくり大きく回り、緩やかに加速を始めます
- ・左折時は左に寄って徐行又は一旦停止し、緩やかに加速を始めます
- ・交差点手前で黄色信号に変わったら、「止まる」という意識を高く持ち、無理に進入しません（イエローストップの励行）
- ・信号機のない横断歩道で横断しようとしている人を見かけたら、必ず止まります

4. 車内事故防止

- ・「動きます・止ります」の案内で車内事故防止に努めます。特に高齢者には、より一層の安全に配慮します
- ・車内の安全確認を行ってから運転操作（ウインカーやギアの操作）を行います
- ・発車する際は、車内ミラーと目視により、お客様（特に高齢者）が完全に着座したこと、つり革・握り棒に掴ったことを確認し、一呼吸おいてから発車します（3秒ルールの遵守）
- ・発車する際は、「動きます」や「発車します」のアナウンスを行い、後方の安全確認を行ってから緩やかに発進します

※細目については、上記「お客様へ心のこもった案内の実践」及び「バス停付近での事故防止」より再掲

5. 構内・回転場・起終点での事故防止

- ・営業所、駐車場、回転場等においては、緊張感が途切れる傾向にあることから、油断することなく安全確認を確実にを行い移動・駐車します
- ・後退する際は、焦らず後方の安全確認を確実に行います
- ・出入庫する際は一旦停止し、歩行者、二輪車、他車の動向を確認します
- ・運転席から離れる際は、少しの時間でも確実にサイドブレーキを施します
- ・駐車時には左前タイヤの前後に輪止めをします

6. 災害への備えと技術の継承

- ・平時より自然災害等の異常時に対応するマニュアルなどを整備し、必要に応じ検証や見直しを行い、異常時においても、人命最優先のもと安全、確実、迅速な対応ができる体制の確立を図ります
- ・有事に即した災害等対応、初動対応、情報伝達訓練を計画的に実施することにより、事業継続に向けた職員の対応能力の向上及び技術の継承を図ります

【その他取組項目】

1. 現場からの報告の徹底

- ・運行中に事件、事故、トラブルなどが発生した場合は、些細なことであっても現場から営業所へ報告を徹底します

2. ヒヤリハット情報の活用

- ・事故の未然防止のため、ヒヤリハット情報を積極的に報告します
- ・ヒヤリハット情報を事例集や映像などで共有し、ヒヤリハット箇所を運行する際は細心の注意を払います

3. エコドライブの実践（安全・環境・燃費の向上）

- ・緩やかな発進と停止時の優しいブレーキ操作で、事故防止に努め、お客様へ安心感を提供します
- ・アイドリングストップを実践し、燃料の節約を図ります

Ⅳ 令和5年度輸送の安全に関する目標と結果

(安全管理規程第6条関係)

1. 重大事故・有責事故抑止目標と実績

	抑止目標件数	実績件数
重大事故	0件	6件
有責事故	88件	105件

〔有責事故種別件数〕

	令和5年度	〔参考〕 令和4年度
物損事故	63件	45件
衝突	45件	22件
物件衝突・他	17件	23件
人身事故	43件	40件
車内人身	28件(※6件)	25件(※6件)
衝突人身	11件	13件
歩行者・二輪車・他	4件	2件
合 計	105件	85件

※車内人身のうち、停車中の事故件数

〔10万kmあたりの有責事故件数〕

	令和5年度	〔参考〕 令和4年度
総走行距離	15, 934, 469km	16, 036, 619km
件 数	0. 66件	0. 53件

2. 路上故障抑止目標と路上故障件数

	抑止目標	実 績
路上故障件数	47件	28件

3. 接客サービス向上の目標

① 市バスモニター平均点

	目標平均点	実 績
モニター平均点	37.5点	37.3点

② 苦情抑止目標件数

	抑止目標	実 績
苦情件数	34件	30件

V 令和5年度輸送の安全に関する計画の実施結果（安全管理規程第7条関係）

【実施期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日】

1. 輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の遵守

(1) 運行管理業務点検・指導

①業務課職員による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。

実施日：4月20日・5月24日・7月26日・9月12日・11月16日・12月12日・12月13日・12月14日

②各営業所における所長・主幹による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。

実施日：毎月1回

(2) 安全総点検の実施

年末年始における輸送の安全を確保するため、実施計画を策定し、各営業所及びバスターミナル等で安全総点検を実施しました。

実施日

12月12日（火）川内営業所、白沢出張所

12月13日（水）長町営業所、霞の目営業所

12月14日（木）実沢営業所、東仙台営業所
七北田出張所

12月18日（月）木町通駐車場、新寺駐車場
仙台駅西口バスターミナル
旭ヶ丘バスターミナル



(3) 交通事業管理者・安全統括管理者等による営業所の巡視

年度初めや年末年始などに、関係法令等の遵守及び安全最優先の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所の巡視を行いました。

実施日

4月7日(火)・4月19日(金)・5月24日(金)

7月27日(木)・9月13日(火)・11月17日(金)

12月13日(水)・12月26日(月)



(4) 輸送の安全に関する意見交換会の開催

乗務員とコミュニケーションの充実を図るため、意見交換会を行い、乗務員から安全に対する心構え・実践事項・意見・提案等を聞き、交通事業管理者等から意見に対するコメントを行い、安全意識の高揚を図りました。

① 交通事業管理者・安全統括管理者等との意見交換会

実施日: 7月 6日 実沢営業所

7月11日 川内営業所

7月13日 長町営業所

② 安全統括管理者・自動車部各課長との意見交換会

実施日: 11月 7日 川内営業所

11月15日 長町営業所

11月20日 実沢営業所



③ 営業所長との意見交換会

実施日: 毎月1回

(5) 乗務員の安全マネジメント(PDCA)の取組み

年度初めに、会計年度任用職員の乗務員を対象として1年間の具体的な行動計画(項目: 安全確保と接客向上に関するもの)を定め、評価し、改善するためのPDCAを実施しました。

(6) 添乗指導

本局自動車部、業務課職員及び営業所の管理要員が事故惹起者、苦情惹起者、採用後1年未満の乗務員及び各研修受講終了者等に対し事故及び苦情等の再発防止を目的として、運転操作や接客案内の状況を把握し適切な指導を行うため、自動車運転者添乗指導要領に基づき添乗指導を実施しました。

・添乗指導件数: 344件

(7) 街頭指導

業務課職員及び営業所の管理要員等が、仙台駅前周辺、主要停留所及び交差点において、交通法規や服務規律の遵守状況、アイドリングストップの実施状況を確認し、必要に応じて乗務員の教育・指導を実施しました。

- ・マナーアップ強化日：毎月1日（7:00～8:00）
仙台駅前バス停留所・他主要バス停留所・交差点において実施しました。
- ・接客サービス強調日：毎月15日（7:00～8:00）

巡回指導調査を仙台駅周辺・市内中心部・主要バス停留所・地下鉄主要駅周辺・各回転場付近において実施しました。延べ、96名の乗務員に対して、お客様への接客案内と事故防止に努めるよう指導・助言しました。



(8)コンプライアンスの推進

法令等の遵守をはじめ、職員が公務員として行動の根本とすべきルール、心構えとして、「職員の行動の根本原則」と「四つの実践行動」を出勤点呼時や朝礼等で唱和を行うとともに、研修会や個人面談等で徹底を図りました。

■職員の行動の根本原則

その判断が最善であると市民に説明できますか？

■四つの実践行動

1. 私は、市民の目線を大切に、仕事をします。
2. 私は、法令等を遵守し、公務内外にわたり、高い倫理観を持って行動します。
3. 私は、正確性を期し、積極果敢に仕事をします。
4. 私は、チーム力を高め、より良い仕事をします。

(9)ヒヤリハット体験の活用

ドライブレコーダーの映像を基に、“危険体験「ヒヤリハット」事例”の DVD と冊子を作成し、営業所にフィードバックすることで事故の未然防止を図りました。

・報告件数：227件（前年度243件）



2. 輸送の安全に関する内部監査の実施

安全管理規程第19条第1項及び輸送の安全に関する内部監査要領の規定により、輸送の安全に関する業務体制が、適切に確立、実施若しくは維持され、又は機能していることを確認するために、内部監査を実施しました。

①安全マネジメント新任内部監査委員及び内部監査委員研修

内部監査委員の知識の向上を目的として、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA」という。）作成のパワーポイントの教材を活用し、仙台市交通局内部監査委員として必要な知識等について研修を実施しました。

・実施日及び受講人数：5月11日（木）4名 5月19日（金）14名

②安全マネジメント内部監査委員会

安全管理規程第20条に基づき、内部監査の実施内容を検討及び検証するため、内部監査員会を3回開催しました。

・実施日：5月25日(木)・9月28日(木)・11月22日(水)

③内部監査の実施

ア. 被監査部署及び実施日

長 町 営 業 所	7月19日(水)
安 全 統 括 管 理 者	8月 9日(水)
川 内 営 業 所	8月22日(火)
交 通 事 業 管 理 者	8月29日(火)
実 沢 営 業 所	9月 7日(木)
業 務 課	10月 3日(火)



イ. 監査対象期間

・各営業所及び業務課 令和4年4月1日～令和5年3月31日

ウ. 監査結果

被監査部署	総 括
川内営業所	【是正改善事項】 ○適切に措置されている。 【優良事例】 ・ヒヤリハット事案を地図上の明確な位置に示し、その詳細についても分かり易く掲示している。 ・運行管理者が点呼の際、主体的にポイントとなるテーマを絞って指示伝達を行っている。 【フォローアップ監査実施日】 ・指摘事項なしのため実施せず。 【フォローアップ監査結果】 ・指摘事項なしのため実施せず。 【総括】 ・輸送の安全性向上を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、各種取組み状況、課題等を正確に把握し、更なるスパイラルアップを期待します。
長町営業所	【是正改善事項】 ○適切に措置されている。 【優良事例】 ・営業所独自の新人乗務員に対して実際に指導員を付けて添乗し、指導を行うフォローアップ研修によって、早期に乗務員の癖の矯正や基本の再確認を行うことで、多発傾向にある新人乗務員の事故の抑制を図っている。 ・一般社団法人損害保険協会が発表している市内の事故多発交差点の一般車のデータを入手して拡大掲示することで、乗務員の注意を惹き、交差点事故の抑制を図っている。 【フォローアップ監査実施日】 ・指摘事項なしのため実施せず。 【フォローアップ監査結果】 ・指摘事項なしのため実施せず。

被監査部署	総 括
	【総括】 ・今後も、「お客様の安全最優先」を一番に意識しながら、継続的な安全輸送への取り組みを実施するとともに、営業所内の各種課題を拾い上げ、更なる業務改善の PDCA を回していくよう期待します。
実沢営業所	【是正改善事項】 ○安全管理文書の保管に改善を要するもの。 ・月毎の乗務員指導計画表のファイリングに漏れがあった。 【優良事例】 ・ヒヤリハット情報について、他の営業所のヒヤリハット情報の共有化も図っていること。 ・営業所独自に「一言プラス運動」を展開して接客接客向上に取り組んでいること。 【フォローアップ監査実施日】 ・令和5年9月14日 【フォローアップ監査結果】 ・指摘事項に対する措置内容について確認した結果、改善されていることを確認した。 【総括】 ・帳票類のファイリングに一部漏れがあったものの、「職場懇談会」について、所長、主幹と二人で開催しており、乗務員からの意見や要望等を吸い上げ、営業所の目標である「お客様の安全最優先」の意識の醸成、向上に繋がることから、継続して取り組んでいただきたい。
業務課	【是正改善事項】 ○適切に措置されている。 【優良事例】 ・接客サービス強調日等、毎月2回を計画的に業務課指導係員が市内バス回転場等に出向き巡回を行うなど、待機中の乗務員に直接注意指示事項の伝達を実施している。また、その都度報告書にまとめ写真を添付記録している。 ・令和4年10月12日に宮城県警察と合同で、バスジャック事件が発生した際の乗客の安全確保、情報収集伝達、乗客の救護等のバスジャックを想定した対応訓練を実施し、その後意見交換会を開催している。 ・令和4年10月19日に競技を通じて、プロドライバーとして基本運転の重要性を再認識するとともに、安全意識の更なる向上による事故の未然防止を目的とした7回目の運転技術コンテストを継続実施している。 【フォローアップ監査実施日】 ・指摘事項なしのため実施せず。 【フォローアップ監査結果】 ・指摘事項なしのため実施せず。 【総括】 ・業務課は、自動車部全体において統括的役割を担う業務実態からも、経営トップと課題認識や安全意識を共有出来得る関係性が求められる。そのうえで事故抑止とサービス向上を目指し教育研修を充実させることは基より、各営業所での急速な高齢化による運転者不足や採用後運転者の継続的な人材育成等多くの課題がある実態が確認できた。今後も不慮の事件や事故、災害対応等を想定した訓練等を計画的に実施するなど、さらなる安全最優先を意識した市営バス事業の輸送安全向上の取組みに期待したい。

3. 輸送の安全に関する教育及び研修等の実施

(1) 集合研修

① 事故削減プロジェクト研修 [年12回開催 139名受講]

安全・確実・快適な輸送を提供し、お客様に信頼される公営交通を持続するため、乗務員に求められる知識及び安全運行に欠かせない運転行動等のスキル向上を目的に、次の内容で実施しました。

◎ 外部専門講師

- ・当局事故の解説
- ・事業用自動車統合安全プラン2025について
- ・交通事故と再発防止対策
- ・グループワーク1 車外事故と事故防止対策の検討
- ・グループワーク2
- ・車内事故と事故防止対策の検討



◎ 実技研修

- ・安全確認、運転操作等(3秒ルールの再確認) ※3秒かけて20km/h ふんわり加速体験
- ・高齢者疑似体験乗車
- ・車内事故多発箇所の防止策

② 新規採用乗務員教習

大型二種免許所持者の採用に加え、「バス運転手教習生」として大型二種免許を持たない方を採用し育成を行いました。

大型二種免許所持者については、法令に基づく適性診断や道路交通法等の座学教習、更には路上での運転教習及び、お客様を乗せての見習い運転等、2か月間の研修を実施しました。

バス運転手教習生については、自動車学校に通学させて大型二種免許を取得させた後、大型二種免許所持者と同様に座学教習や実車教習を行うほか、大型車両特有の感覚や特性について5ヶ月を掛けて研修を実施しました。

- ・バス運転手教習生 4月1日採用 10名、7月1日採用 1名、12月1日採用 2名
- ・大型二種免許所持者 10月1日採用 6名

③ 新人乗務員のフォローアップ研修

新規採用後6ヶ月以降の会計年度任用職員に対して実施しました。

- ・実施月及び人数: 4月・6月・12月 合計 18名

④ 乗務経験1年次研修

新規採用乗務員研修時に習得した業務知識及び技術の理解度を深めるとともに事故防止等の再認識を図る目的で実施しました。

- ・実施日及び人数: 9月7日(木)、9月8日(金) 合計 18名

⑤ 乗務経験3年次研修

- ・実施日及び人数: 9月21日(木) 合計 12名

⑥接客サービス向上(CS)研修 [年12回開催 138名受講]

バス乗務員として求められる接客サービスに不可欠な知識の習得及び対応等のスキル向上を目的に、次のとおり実施しました。

◎外部専門講師

- ・トラブルを未然に防ぎ、良い接客をするために
- ・心からの接客の復習
- ・接客対応ロールプレイング
- ・TA(交流分析)による自己分析



⑦副所長・運行管理者研修

管理監督者として高度な知識及び各種対応等の習得を目的として開催しました。第1回は、リスク管理を研究している民間保険会社の講師を招き、事故事例を活用し、原因分析から再発防止策までの講義を受けました。第2回は、災害及び事故発生時の初動対応の重要性について、あらためて確認を行うとともに、東日本大震災当時の運行管理等、様々な課題をどう乗り越えたのかを伝達する研修を実施しました。

- ・第1回 6月14日(水)、6月15日(木)、6月16日(金) 44名受講
- ・第2回 11月28日(火)、11月29日(水)、11月30日(水) 35名受講

⑧正職員採用時研修

正職員に採用された乗務員に対し、バス乗務員として必要な接客や運転等の基本に立ち返ることを目的として座学と実技2日間の研修を実施しました。

- ・実施日及び受講人数

【座学】5月10日(火)、5月11日(水) 【実技】6月2日(木)、6月3日(金) 24名

⑨再任用職員研修

再任用職員として心構えを確認するとともに、あらためて接客や運転等の基本に立ち返ることを目的に研修を実施しました。

- ・実施日及び受講人数:5月10日(火) 6名

⑩新任運行管理者研修

運行管理業務に必要な知識と技能の習得のための研修を実施しました。

- ・実施日及び受講人数:3月1日～3月31日(22日間) 6名

⑪整備管理者研修

整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

- ・実施日及び受講人数:9月27日(火)

川内整備工場・長町整備工場・実沢整備工場 各管理者 3名

⑫整備管理者補助者研修

各営業所の整備管理補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

- ・実施日及び受講人数:6月3日(金)川内営業所 2名、6月6日(月)長町営業所 2名、
6月14日(火)実沢営業所 1名

(2) 現場研修

① スキルアップ研修

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、乗務員が遵守すべき事項に関する知識、事業用自動車の安全運行に必要な技能及び知識の習得を目的に研修を実施しました。

・年3回実施(一人当たり計4時間) 延べ1192名受講

② 安全運転者研修会

春と秋の全国交通安全運動期間に合わせ、各直営営業所において所轄警察署より講師を招き、交通事故の防止及び運転マナーの向上を図る目的で、安全運転者研修を実施しました。

③ 職場研修会(自主研修)

交通事故の防止と接客・接遇の向上、飲酒運転防止を図る目的で研修を実施しました。

・実施日:毎月1回

(3) 派遣研修

① 交通安全研修所派遣研修

営業所の管理監督者を対象に、エコドライブや運行管理業務の高度な知識の習得及び、運輸安全マネジメントに基づく実践的な技能・知識を習得させるため、(株)クレフィール湖東交通安全研修所へ職員を派遣しました。

・派遣職員:3名(3営業所運行管理者)

・場 所:滋賀県(株)クレフィール湖東 交通安全研修所

・実施日:6月7日・8日・9日

4. 委託事業所に対する業務内容の点検

(1) 指導・監督実施状況の確認

輸送の安全に関する委託業務履行状況及び乗務員の指導・監督等について、毎月1回調査を実施しました。

(2) 受託事業者との連絡会議等の開催

① 安全輸送連絡会議 4月25日開催

受託事業者の安全統括管理者等との情報の共有及び事故防止対策等について意見交換を行いました。

② 合同連絡会議 毎月1回開催

輸送の安全に関する情報の共有及び事故防止対策等を目的に開催しました。

③ 路上故障分析等連絡会議 毎月1回

車両の点検、整備に関する情報の共有及び路上故障防止対策等を目的に開催しました。

④ 労働安全衛生等に係るヒヤリング及び現場指導を実施しました。・・・年1回(工場)

5. 輸送の安全に関するその他の取組み

(1) 事故抑止運動

- ①営業所毎に有責事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取り組めました。また、年間有責事故抑止目標を達成した事業所を表彰しました。
 - ・実施期間: 令和4年度
 - ・抑止目標達成: 川内営業所、長町営業所、東仙台営業所、霞の目営業所、白沢出張所
- ②事故防止の意識を高めるため、毎日の始業点呼時に運行管理者が安全目標を指示し、乗務員が復唱して事故抑止に取り組めました。
 - ・実施期間: 通年
- ③宮城県・宮城県警察等主催の交通安全啓発キャンペーン「セーフティ123運動」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図りました。
 - ・参加チーム: 4チーム 12名参加
- ④安全運動及び季節の事故防止運動を実施しました。
 - ・高齢者交通安全の日……毎月1日
 - ・自転車交通安全の日……毎月15日
 - ・飲酒運転根絶運動の日…毎月22日
 - ・夕暮れ時の交通事故防止運動(ラ・ラ・ラ運動)…10月1日～1月31日
 - ・冬道の安全運転123運動……………12月1日～2月29日
- ⑤春、秋の交通安全運動の取組みとして、関係機関・団体等と連携し交差点等において街頭キャンペーンを実施しました。
 - ・実施日: 5月15日(国分町入口交差点)、9月22日(二高・美術館前交差点)、25日(旧電力ビル前)26日((国分町入口交差点)、26日(河北新報社交差点)、29日(錦町公園前交差点)
- ⑥車内事故防止キャンペーン
- ⑦みやぎ高校生マナーアップキャンペーン

(2) 事故防止コンクール等の実施

- ①年間事故防止コンクールで最優秀の事業所を表彰しました。
 - ・長町営業所
- ②連続して100日間有責事故が無かった事業所を表彰しました。
 - ・霞の目営業所 (2/24～6/3)
 - ・白沢出張所 (11/23～3/1)
 - ・七北田出張所 (1/26～5/5) (5/31～9/7)
- ③春、秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検に合せ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない事業所を表彰しました。
 - ・春の事故防止コンクール 最優秀賞: 川内営業所、霞の目営業所、白沢出張所、七北田出張所
 - ・秋の事故防止コンクール 最優秀賞: 長町営業所、東仙台営業所、七北田出張所
 - ・年末の事故防止コンクール 最優秀賞: 川内営業所、白沢出張所

(3) 事故原因分析及び教育・指導の実施

事故の再発防止のため、各営業所においてドライブレコーダーの映像等を活用し、事故の原因及び分析を行いました。

また、業務課の職員(警察官OB)が事故惹起者に対して、事故防止の留意点・危険の予測及び回避等について4時間～8時間の指導を実施しました。

・36件実施

(4) エコドライブの取組み

エコドライブに対する意識の高揚及び環境保全、燃費削減に努め交通事故の未然防止を図りました。

【推進強化月間】 7月、2月。グリーンエコだよりを発行

【推進強化日】 毎月第1水曜日

(5) 職員の健康管理

①健康診断の実施

労働安全衛生法に基づく健康診断を行い、職員の健康の確保を図りました。

・定期健康診断 463名

・特定業務従事者(深夜業務従事者)の健康診断 209名

②各種検診の実施

人間ドックや各種がん検診等を実施するとともに、脳ドックについては、自己負担金に対する助成制度を設けて受診の促進を図りました。

③SAS(睡眠時無呼吸症候群)対策

バス運転時の眠気を起因とした重大事故を防止するため、SAS治療を要する職員に対し、毎月1回、管理職員の面談による治療状況の確認を行いました。また、SASの早期発見と治療勧奨を図るため、2年に1回、簡易検査を実施し、必要に応じて精密検査を受診させました。

④保健指導

産業医と看護師が各営業所を定期的に訪問し、職員の健康相談、健康診断結果に基づく受診勧奨や血圧測定を行うなど、職員の健康の保持・増進を図りました。また、適宜に健康だよりの掲示をおこない、職員の健康管理を促しました。

・産業医訪問 年3回

・看護師訪問 月4回

⑤ストレスチェックの実施

職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、年1回、ストレスチェックを行い、職員の心理的な負担の程度を把握し、高ストレス者に対しては、必要に応じて医師による面接指導を実施しました。

⑥個人面談

各営業所長及び主幹が健康診断結果に基づき、年3回、個人面談を実施し助言・指導を行いました。

(6) 運転コンテストの開催

競技を通じて、運転技術や安全意識の更なる向上を図り、ひいては事故の未然防止を目的として、運転コンテストを実施しました。

直営3営業所から選ばれた9名と各委託事業所から選ばれた6名の乗務員が、設定したコースを制限時間内(12分)に走行し、基本運転やマイク案内等が正しく行われているかを競い合いました。

- ・実施日時: 11月2日(木) 12時30分～
- ・実施場所: 仙台北自動車学校内検定コース
- ・団体優勝: 川内営業所



(7) 運転適性診断の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、各適性診断を受診させ、診断結果を指導・助言に常時活用しました。また、適性診断の活用方法を習得するため、各営業所等の管理要員がNASVAの活用講座を受講しました。

- ・初任診断: 20名・一般診断: 103名・適齢診断: 14名
- ・特定診断: 2名
- ・活用講座: 4名

(8) 酒気帯び出勤根絶の取組み

- ・毎日の点呼や勤務確認の際に、翌日が午前中出勤の場合に飲酒をしない旨を声掛けしました。
- ・年2回の健康診断を基に、職員に対し管理職が個人面談(年3回)を行い、飲酒による身体への影響について説明しました。
- ・酒気帯び出勤根絶についての啓発文書を発出しました。

(9) 接客・接遇コンクールの実施

接客・接遇と安心を与える運転の向上を図るため、営業所・出張所対抗の接客・接遇コンクールを実施し、最優秀事業所を表彰しました。

- ・最優秀事業所: 白沢出張所
- ・実施期間: 10月1日～11月30日
- ・対象事業所: 委託事業者を含む全事業所で実施

(10) 市バスモニターの実施及び接客態度優秀職員の表彰

本局管理要員及び職員によるバス添乗モニターにより、乗務員の接客・接遇と安心を与える運転の実施状況について添乗調査を実施しました。

- ・添乗調査件数 3,750件
- ・1月～6月期 接客態度優秀職員表彰者 96名
- ・7月～12月期 接客態度優秀職員表彰者 92名
- ・年间接遇優秀職員表彰者 10名



(11) 路線巡回の実施及び情報提供

冬期間等において、事故を未然に防止する目的で、各事業所等で次のとおり実施しました。

- ・運行開始前などに、担当路線内の巡回を行い、乗務員に対して、その情報を提供しました。
- ・災害発生時又は自然災害が想定される場合に路線巡回を実施し、情報を提供しました。

(12) 安全だより等の広報誌の発行

①具体的な取組み目標を掲げ、交通事故防止や接客サービスの向上を図る目的で「安全だより」「接客だより」を発行しました。また、緊急な対応を要する場合について、速報を発行し周知徹底を図りました。

- ・安全だより(緊急速報・号外含む)発行回数： 24回
- ・接客だより発行回数： 11回

②事故の再発防止を図る目的で、発生した事故内容を「事故速報」として発行し周知徹底を図りました。

- ・発行回数： 61回



(13) バス車両の確実な点検・整備の実施

法令に基づいたバス車両の点検・整備を各整備工場で行いました。

(14) バス停留所施設等の安全点検の実施

全ての停留所上屋及び停留所標識を点検し、修繕や清掃を実施しました。

(15) 事故・災害・事件等対応訓練の実施

秋・春の全国火災予防週間(実施期間:11月9日～15日・3月1日～7日)に合わせ、庁舎内やバス車内からの火災避難訓練や非常用発電装置を使用した災害対応訓練を各営業所で実施しました。

6. 輸送の安全に関する投資(決算額)

(1) 車両更新に伴うノンステップバス購入 《車両購入等 694,433千円》

※新車28両購入(大型23両・中型5両)

(2) バス車両の確実な点検整備の実施 《車両点検費等 1,271,616千円》

(3) 職員の健康管理 《健康診断等手数料等 10,469千円》

(4) 運転適性診断 《受診料 465千円》

(5)教育及び研修 《講師料等 1,452千円》

(6)ドライブレコーダーの車載機器の脱着業務委託 《委託費 3,011千円》

VI 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告 (安全管理規程第22条関係)

1. 国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は6件でした。

令和5年度重大事故等の内容

	事故発生日	発生状況	根拠規定
1	6月2日	旭ヶ丘駅バスターミナル構内を走行中、バスターミナル構内南側の横断歩道を車道から駅に向けて横断していた歩行者(相手方)の発見に気付くのが遅れ、当該バス前面部と相手方が衝突。相手方は救急搬送先の医療機関を受診し、医師の診断の結果、右大腿骨頭部骨折と診断を受け、即日入院となったもの。	第2条第3項
2	7月29日	宮城の萩大通りを北進し、銀杏町交差点を右折した際、右折先の自転車横断帯を右側方から走行してきた2台の自転車通行人の内、1台目には気付き停車したものの、2台目(相手方)を見落としたことから発車してしまい、当該バス前面部と相手方が衝突。相手方は救急搬送先の医療機関を受診し、医師の診断の結果、右肘骨折及び右脚打撲と診断を受け、即日入院となったもの。	第2条第3項
3	8月5日	運行中の乗務員から、「喉に渇きがあり吐き気がするため乗務を交代願いたい」との無線が入り、運行管理者はその場で待機することを指示し、救急要請の必要は無いとの申し出であったため、交代運転手を現場に向かわせ、当該便は13分遅れで運行を再開した。当該乗務員は営業所に戻り体調は回復したものの、後日、大事を取り医療機関を受診し、医師の診断の結果、「軽い熱中症」と診断されたもの。	第2条第9項
4	11月20日	電力ビル前(上り)バス停において、乗降取扱いを終え発車した際、車内の安全確認を怠り発車したため、優先席に着座しようと腰を落としていた高齢女性(相手方)が、発車時の動揺により後方に転倒し、整理券取り付け部に頭部(鼻)を打ち付けたと同時に左手を握り棒に打ち付けたことから、救急搬送先の医療機関を受診し、医師の診断の結果、鼻骨及び左手首の骨折と診断を受け、即日入院となったもの。	第2条第3項

	事故発生日	発生状況	根拠規定
5	12月28日	運行中の乗務員から、「体調に異変」(視界のぼやけ・眩暈)を感じ、路肩に停車した」との無線が入り、運行管理者はその場で待機することを指示し、救急要請の必要は無いとの申し出であったため、交代運転手を現場に向かわせ、当該便は20分遅れで運行を再開した。当該乗務員は営業所に戻った際、体調は回復し症状は治まっていたが、大事を取り医療機関を受診し、医師の診断の結果、「良性発作性頭位めまい症の疑い」と診断されたもの。	第2条第9項
6	3月6日	国道45号線の第一通行帯を走行中、当該バス左前方の矢羽根型路面標示上を走行していた自転車を追い抜く際、自転車との側方間隔を誤り、当該バス左前ドア部付近と自転車の右ハンドルグリップ部が衝突、自転車通行人(相手方)が転倒し負傷したことから、救急搬送先の医療機関を受診し、医師の診断の結果、「外傷性くも膜下出血」と診断を受け、即日入院となったもの。	第2条第3項

○第2条第3項に該当する事故とは、死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる障害)を生じたもの

○第2条第4項に該当する事故とは、10人以上の負傷者を生じたもの

○第2条第9項に該当する事故とは、運転手の疾病等により乗務を交替したもの

2. 国土交通省へ報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条第11項に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は28件でした。

令和5年度車両路上故障項目別(単位:件)

かじ取り装置	0	緩衝装置	0	付属装置	4
制動装置	3	動力伝達装置	3	電気装置	3
走行装置	0	原動機	13	車体	2

○第2条第11項に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

自動車事業安全報告書に関するお問い合わせ

この安全報告書の内容や取組みについて、ご意見をお寄せください。

【仙台市交通局自動車部運輸サービス課】

TEL:022-224-5111(代)

FAX:022-224-5510

Email:kot050310@city.sendai.jp

【仙台市交通局ホームページ】

<https://www.kotsu.city.sendai.jp>